

三島町第4次障がい者計画

三島町第6期障がい者・第2期障がい児福祉計画

～ 誰もが生きがいをもって安心して暮らせるまちづくりを目指して ～



令和3年3月

福島県三島町

目 次

第1章 総論

第1節 計画策定にあたって	1
1 計画の背景と趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画の基本理念	3
5 計画の基本目標	3
6 計画の期間	4
7 計画の策定体制	5
8 計画の推進体制	5
9 障害者福祉をめぐる動向	5
第2節 障がい者を取り巻く現状と課題	7
1 障害者手帳所持者数	7
2 身体障害者手帳所持者の状況	7
3 身体障害者の年齢区分	8
4 療育手帳所持者数	8
5 精神障害者手帳所持者数	9
6 アンケート調査結果	10
7 障がい者施策の課題	23
8 障害福祉サービス等の利用状況	24

第2章 各論

第1節 地域生活支援体制の充実	26
1 生活支援	26
2 保健・医療	27
第2節 自立と社会参加の促進	28
1 教育・療育	28
2 就労支援	29
3 社会参加	30

第3節	バリアフリー社会の実現	31
1	啓発・広報	31
2	生活環境	32
3	情報・コミュニケーション	33
第3章 障がい者福祉計画・障がい児福祉計画			
第1節	基本的な考え方	34
1	計画の基本理念	34
2	計画の基本目標	35
第2節	令和5年度の数値目標の設定	37
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	37
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	38
(3)	地域生活支援拠点等の整備	39
(4)	福祉施設から一般就労への移行	40
(5)	障がい児支援体制の整備	41
第3節	障害福祉サービス等の見込量	43
1	障害福祉サービスの見込量	43
2	障害児通所支援等の見込量	44
3	地域生活支援事業の見込量	45
資料編		46
	・ 障害福祉サービス等の体系と種類		
	・ 障がい福祉に関するアンケート調査集計表		
	・ 三島町障害者計画策定委員会設置要綱		
	・ 三島町障がい者計画策定委員名簿		

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の概要

1 計画の背景と趣旨

国では、平成18年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)に批准するため、障害のある方の権利を守るための様々な法整備を進めてきました。「障害者基本法(昭和45年5月21日法律第84号)」での差別の禁止や「障害者虐待の防止」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)」により障がい者の範囲に難病患者を追加するなど、障がいのある方を取り巻く環境が変化しております。

さらに、平成28年5月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、地域で生活を送るための支援の充実や障がい児支援の強化を図ることとされました。

この児童福祉法の改正により、障がい児通所支援などの提供体制の構築を図るため障がい児福祉計画の策定について定められました。

また、福祉分野全体では、「地域共生社会」の実現に向けて社会福祉制度の改革が進められており、障害のある方も含めてすべての方の権利が守られるとともに、地域で暮らし、社会参画できるような社会の在り方が求められ、それらを支援していく体制が必要となっています。

本町では、平成13年3月に「三島町障がい者計画」、平成18年3月に「三島町障がい者福祉計画」を策定し、定期的な評価・見直しを行いながら障がい者施策を展開してきました。

平成30年度には「三島町第4次障がい者計画」「第5期三島町障がい者福祉計画・第1期三島町障がい児福祉計画」を策定し、「誰もが生きがいをもって安心して暮らせるまちづくりを目指して」を基本理念に掲げ、障害福祉施策を推進してきました。

本計画では、現行の「第5期三島町障がい者福祉計画・第1期三島町障がい児福祉計画」が令和2年度で終了することから、国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域における生活を支援するための基盤となるサービスの成果目標を定め、そのサービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るため、令和3年度から令和5年度までの「三島町第6期障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の性格と位置付け

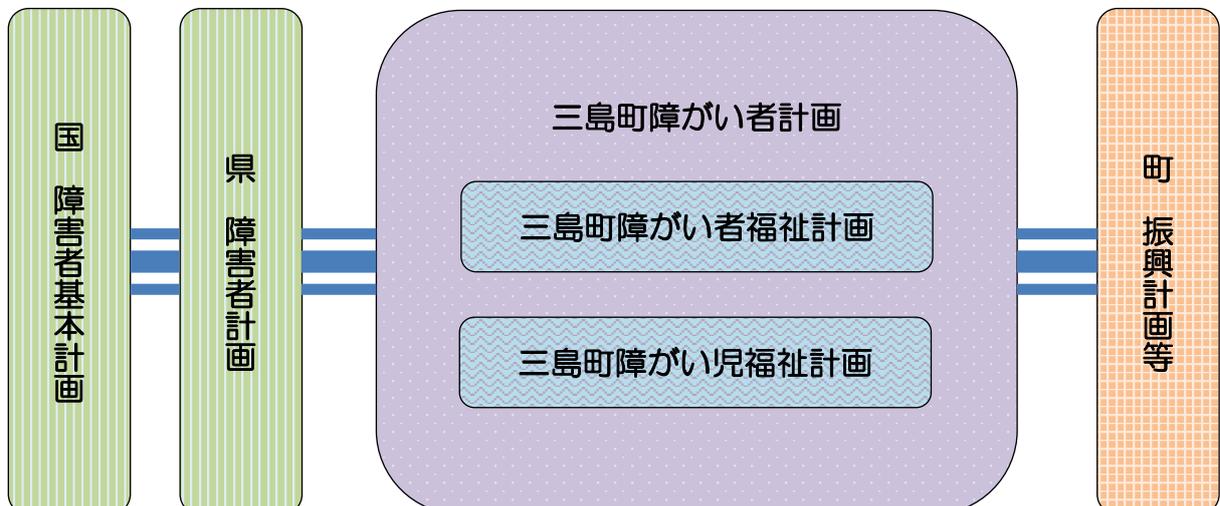
本町における町づくりの最上位計画である「第5次三島町振興計画」の個別計画の一つとしての「三島町第4次障がい者計画」は、本町の障がい者福祉施策の具現化を図るための障害者基本法に基づく「市町村障害者基本計画」にあたるものです。

「三島町第6期障がい者福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画であり、障がい福祉サービス等の見込量や提供体制の確保等に関する計画となっており、「三島町第2期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画であり、障がい児通所支援等の見込量や提供体制の確保に関する計画となっております。

本計画は、国の障害者基本計画及び県の障害者計画を基本に、三島町振興計画、三島町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画等との整合性に配慮します。

	障害者計画	障害者福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法 障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法 児童福祉法第33条の20第1項
性格	・障がいのある人のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定める計画	・各年度における障害福祉サービス等の見込量や提供体制を確保するための方策を定める計画	・各年度における障害児通所支援等の見込量や提供体制を確保するための方策を定める計画
位置付け	・国の障害者基本計画、県の障害者計画を基本に、町の振興計画等に即した障がい者のための施策に関する基本的な計画	・障害者計画における障害者福祉サービス分野の実施計画	・障害者計画における障害児福祉サービス分野の実施計画

■ 障がい者計画における整合性の確保



3 計画の対象

本計画は、改正「障害者基本法」に基づき、障がいのある方の定義を「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、高次脳機能障害のある方や難病患者なども含むこととします。

障がいの有無に関わらず、すべての町民に対しては、本計画の実現に向けた積極的な取り組みを期待するものです。

4 計画の基本理念

基本理念

～ 誰もが生きがいをもって安心して暮らせるまちづくりを目指して ～

全てのライフステージにおいて、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らせる社会を目指す「ノーマライゼーション」と、身体的、精神的、社会的な自立能力の向上にとどまらず、地域の中でその人らしい生活ができるよう、あらゆる分野のサービスが有機的、体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念の下に、「誰もが生きがいをもって安心して暮らせるまちづくりを目指して」を基本理念とします。

5 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を設定します。

(1) 地域生活支援体制の充実

障がいのある人が自らの選択によって、ライフステージに応じた必要なサービスを利用し、在宅生活の継続や福祉施設等から地域生活への移行が推進できるよう、地域の実情を踏まえながら、行政や事業所等の関係機関が連携して、多様なニーズや一人ひとりの障がいの特性に応じた保健、医療、福祉サービスの提供体制の整備と、相談支援体制の充実を図ります。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が地域社会の一員として、個性と能力を発揮し、生きがいを持って主体的に社会活動に参加できるよう、教育、医療、福祉、就労等の関係機関が緊密に連携し、乳幼児期からの発達支援、能力や適性に応じた就労支援等、ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援体制の充実を図ります。

(3) バリアフリー社会の実現

障がいの有無に関わらず、誰もが安全、安心に生活できるよう、防災、防犯対策を強化するとともに、障がいに対する理解と地域福祉活動を推進し、障がいのある人の日常生活や社会参加の障壁となる差別や偏見等の「心のバリア」、住まいや移動等における「環境のバリア」、身体、知的障がいにおける「情報のバリア」等のソフトとハード両面にわたるバリアフリー化を図り、障がいのある人もない人も互いに尊重し理解し合い、共に生きる社会の実現を目指します

6 計画の期間

「三島町第4次障がい者計画」の計画期間は平成30年度から令和5年度までの6カ年です。「三島町第6期障がい者福祉計画」「三島町第2期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度までとし、計画の目標及びサービスの見込み量などを設定いたします。

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
第4次障がい者 計画	第4次						第5次		
第6期障がい者 福祉計画	第5期		第6期			第7期			
第2期障がい児 福祉計画	第1期		第2期			第3期			

7 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、「三島町障害者計画策定委員会」を設置し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進に関して協議を重ねました。

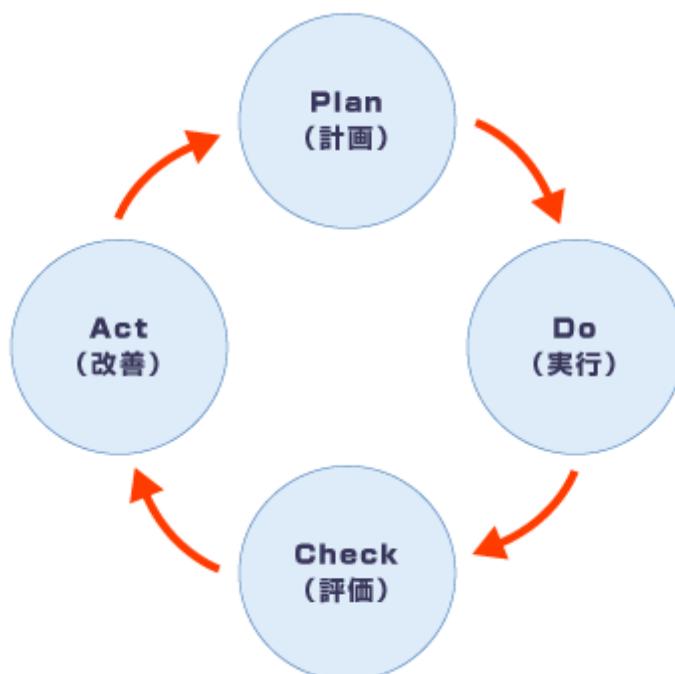
また、障がい者の実態やニーズを把握し、障がい者施策へ反映させるため、「障がい福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

8 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障がい福祉関係者による「三島町地域自立支援協議会」を設置し、関係法令の動向等を踏まえながら、定期的な計画の進行状況の確認と評価を実施するとともに、必要に応じて本計画の見直しを行います。

計画の進行管理においては、PDCAサイクルを用いた「Plan(計画)」・「Do(実行)」・「Check(評価)」・「Act(改善)」のプロセスを実施します。

また、庁内関係各課及び関係機関との連携、協力により、計画の効率的かつ効果的な推進に取り組んで参ります。



9 障害者福祉をめぐる動向

国では、平成18年以降、国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)に批准するため、障がい者福祉に関連する各種法律・制度などの整備を推進してきました。

【主な関係法令の動向】

年度	関連法令	概要
平成18年	・障害者自立支援法の施行 ・障害者雇用促進法の改正 ・精神保健福祉法の施行	・障がい者福祉サービスの一元化 ・障がい者の就業機会の拡大 ・精神障がい者の社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加促進

平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法の改正 ・障害者権利条約へ署名 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村障がい者計画策定の義務化 ・障がい者の尊厳と権利を保障するための条約への署名
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲や能力に応じた障がい者の雇用機会の拡大
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的規定や障がい者の定義等
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法等の改正 ・障害者虐待防止法の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援の充実、障がい児支援の強化等 ・障害者虐待の防止等に係る国等の責務と発見者の通報義務
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法の施行 ・障害者優先調達推進法の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法の廃止、障がい者範囲に難病等を追加、障害支援区分の創設等 ・障がい者就労施設等の受注機会の確保
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の施行 ・障害者雇用促進法の改正 ・児童福祉法の改正 ・発達障害者支援法の改正 ・成年後見制度利用促進法の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とする差別の解消を推進 ・雇用分野での障がい者差別の禁止 ・市町村障がい児計画策定の義務化 ・発達障害者支援地域協議会の設置、発達障害者支援センター等による支援の配慮 ・成年後見制度利用促進基本計画の策定
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法の改正 ・児童福祉法の改正 ・障害者虐待防止法の改正 ・障害者文化芸術推進法の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援の充実、障がい児支援の強化等 ・障害者虐待の防止等に係る国等の責務と発見者の通報義務 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 ・障害者による文化芸術活動の推進
平成31年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者文化芸術推進計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術活動を推進する上での基本的な方針
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者活躍推進計画策定の義務化 ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給

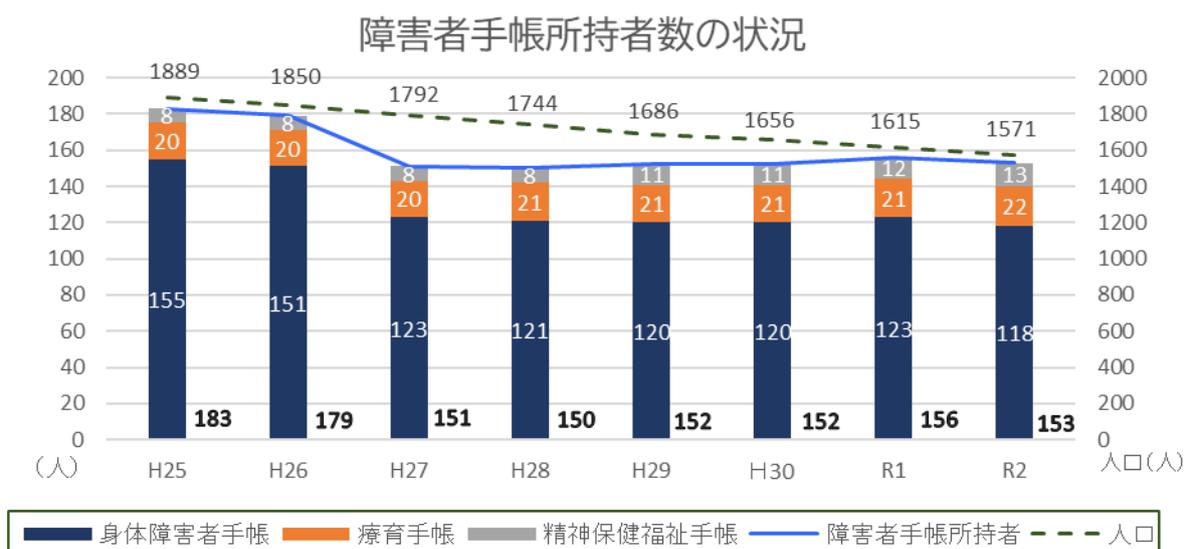
【参考 県の動向】

平成31年	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい及び障がいのある方への理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組み
-------	---	---

第2節 障がい者を取り巻く状況と課題

1 障害者手帳所持者数

平成25年度の障害者手帳所持者の全体数は183人をピークに令和2年度では153人に減少しており、平成25年度と令和2年度を比較すると14.8%減少となっています。



2 身体障害者手帳所持者の状況

令和2年度(4/1現在)の障がいの等級別では、1級25人、2級12人、3級30人、4級30人、5級9人、6級12人となっています。令和元年度と令和2年度を比較して全体で4.1%減少となっています。

【身体障害者手帳等級別の推移】

等級	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	増減 (R2/R1)
1級	43	39	28	30	28	24	25	25	0.0%
2級	18	15	13	10	10	12	11	12	9.1%
3級	36	37	29	29	30	31	33	30	△ 9.1%
4級	40	40	34	32	32	33	32	30	△ 6.3%
5級	12	12	10	10	9	8	9	9	0.0%
6級	6	8	9	10	11	12	13	12	△ 7.7%
計	155	151	123	121	120	120	123	118	△ 4.1%
						三島町人口(R2. 4. 1現在)	1,571	人口割合	7.51%

【身体障害者手帳障害部位別の推移】

種類	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	増減 (R2/R1)
視覚	10	11	7	7	7	7	9	9	0.0%
聴覚・平衡	11	12	12	13	13	19	18	17	△ 5.6%
音声・言語等	2	3	3	3	3	3	2	2	0.0%
肢体不自由	100	95	72	67	66	62	62	60	△ 3.2%
内部	32	30	29	31	31	29	32	30	△ 6.3%
計	155	151	123	121	120	120	123	118	△ 4.1%

3 障がいの年齢区分別

令和年2度の年齢区分別では、17歳以下2人、18～39歳3人、40～64歳7人、65歳以上106人となっています。65歳以上が約90%となっております。

【年齢区分別身体障害者手帳所持者数】

(単位:人)

年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
0～17歳	0	0	1	0	0	1	2
18～39歳	1	1	1	0	0	0	3
40～64歳	3	0	0	2	1	1	7
65歳以上	21	11	28	28	8	10	106
計	25	12	30	30	9	12	118
三島町人口(R2.4.1現在)				1,571	人口割合		7.51%
うち65歳以上の人口				836	人口割合		14.11%

4 療育手帳所持者数

令和2年度の療育手帳の所持者数は22人となっています。障がいの程度別では、A(重度)4人、B(中度)10人、B(軽度)8人であり、年齢区分別では、18歳未満1人、18歳以上21人です。

【療育手帳所持者数】

(単位:人)

年齢	A(重度)	B(中度)	B(軽度)	計
18歳未満	0	0	1	1
18歳以上	4	10	7	21
計	4	10	8	22
三島町人口(R2.4.1現在)			1,571	人口割合 1.40%

5 精神保健福祉手帳所持者数

令和2年度の精神保健福祉手帳所持者数は11人となっています。障がいの等級別では、1級2人、2級7人、3級2人であり、種類別では、統合失調症7人、適応障害1人、てんかん1人、双極性感情障害1人、アルツハイマー病型認知症1名です。

【精神保健福祉手帳所持者数】

(単位：人)

年 齢	1級	2級	3級	計
統合失調症	1	6	0	7
適応障害	0	0	1	1
てんかん	0	1	0	1
双極性感情障害	0	0	1	1
アルツハイマー病型認知症	1	0	0	1
計	2	7	2	11
三島町の人口(R2.4.1現在)		1,571	人口割合	0.70%

その他に精神障害福祉手帳を取得せずに、自立支援医療費(精神通院医療)支給認定を受けて通院をされている方もいらっしゃいます。

6 アンケート調査結果

(1)アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、町内の障がい者の方の実態やニーズを把握し、計画策定や障がい者施策へ反映させるため、「障がい福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

■調査概要

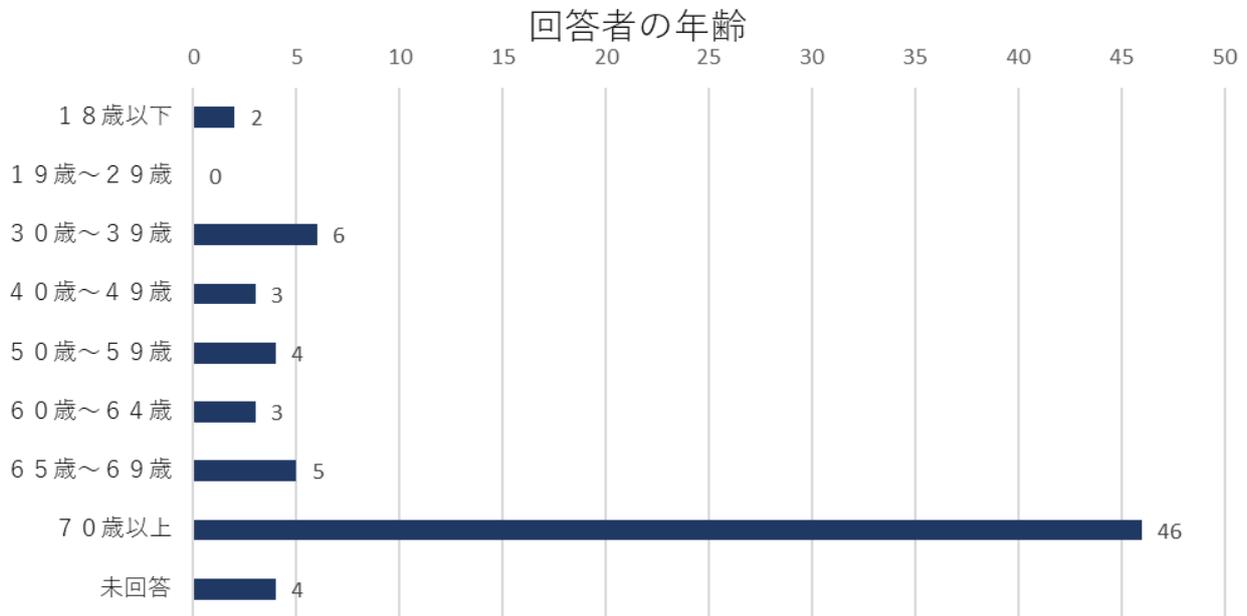
調査対象者	町内在住の身体障害者・療育・精神障害手帳をお持ちの方 (高齢者施設入所者については、回答可能な方のみ)
調査期間	令和2年9月28日～令和2年10月15日
調査方法	郵送配布・郵送回収

■調査票配布数・回収数

配布数(件)	回収数(件)	有効回答率(%)
108	73	67.6%

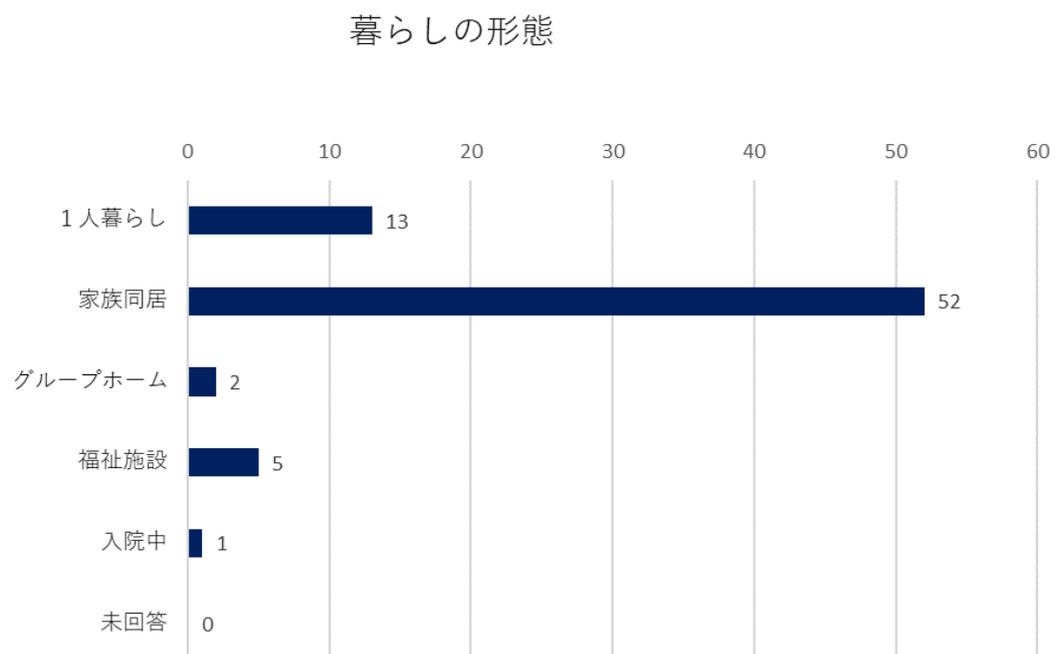
■回答者の年齢層

回答者の年齢構成については、70歳以上が46人と最も多く、次いで30歳～39歳、65歳～69歳の順となっております。回答をいただいた約70%が65歳以上



■現在の暮らしの形態

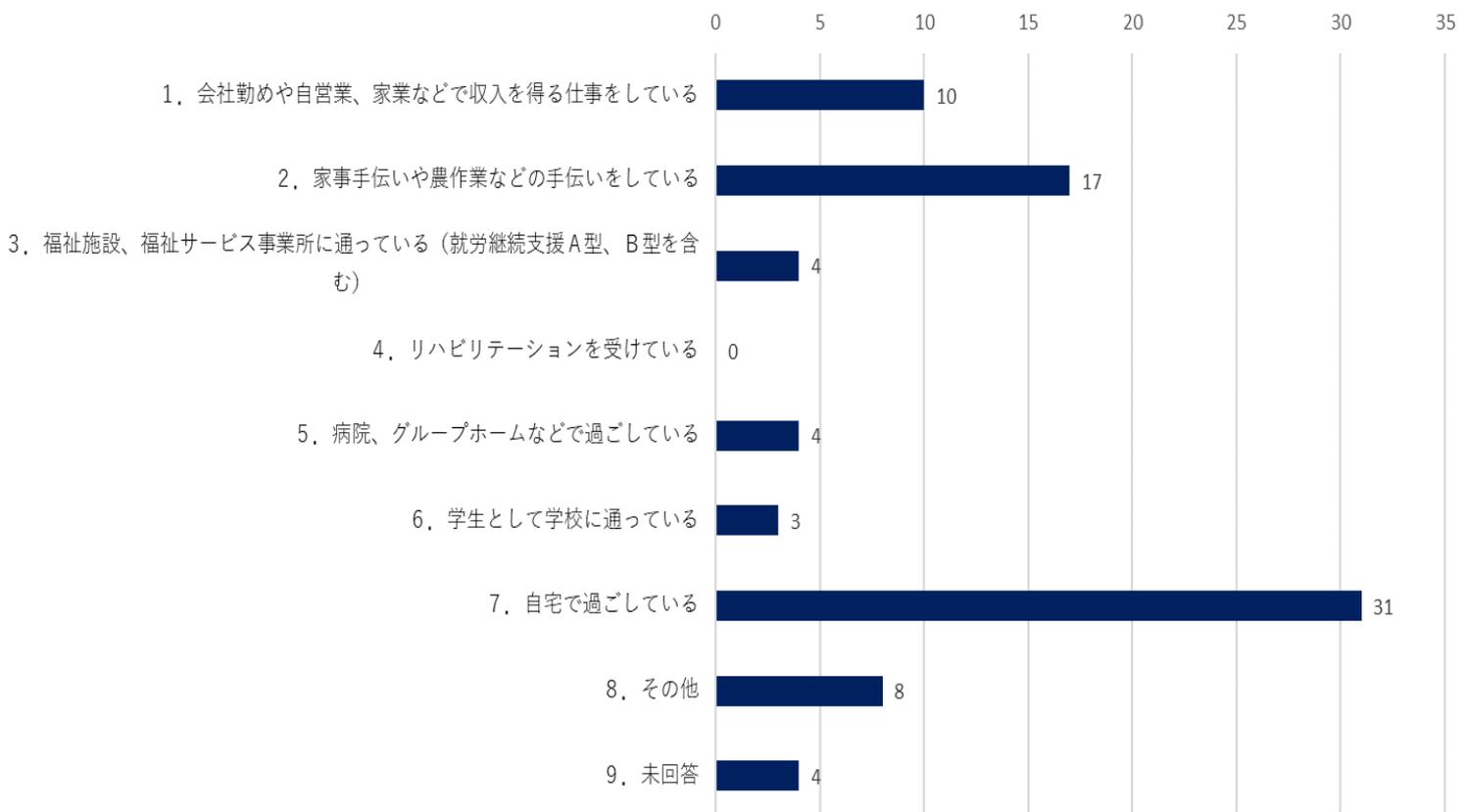
現在の暮らしの形態については、家族との同居が52人で最も多く、次いで一人暮らしが13人となっております。



■日中の主な過ごし方

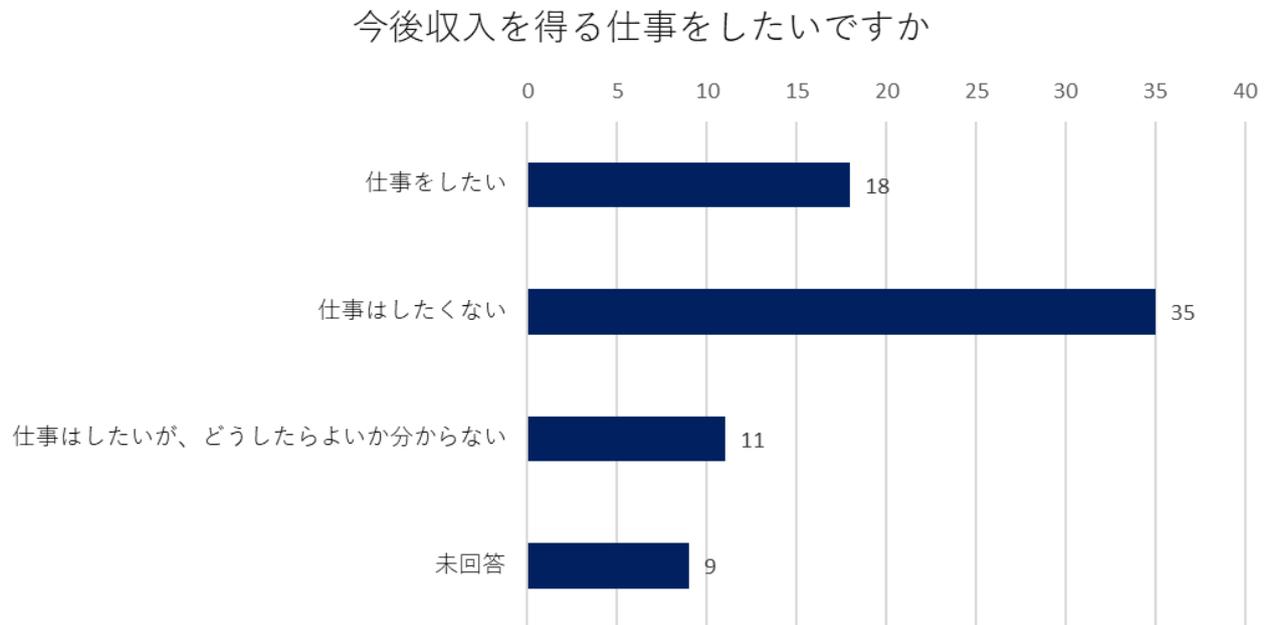
日中の主な過ごし方については、「自宅で過ごしている」が31人と最も多く、次いで「家事手伝いや農作業をしている」が13人となっております。

日中の過ごし方



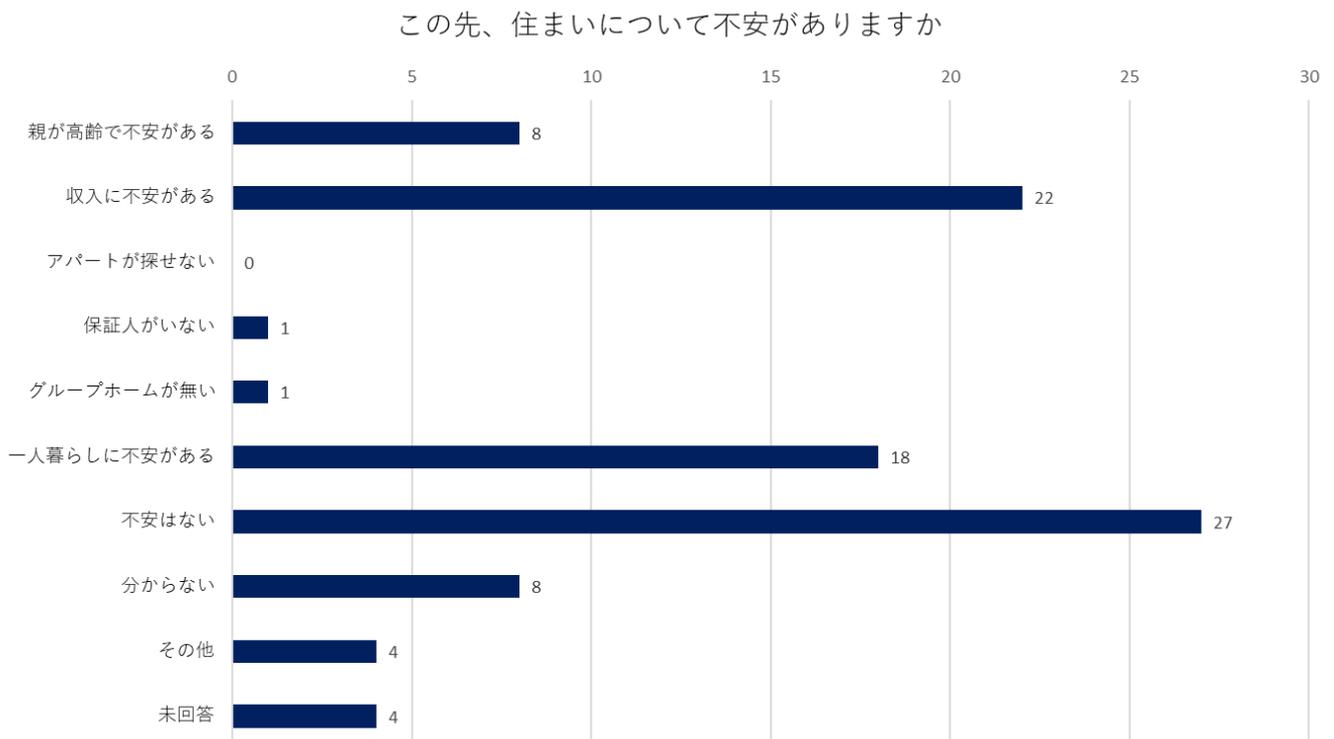
■就労について

35の方が「仕事はしたくない」と回答。回答者の年齢層が高いためこの回答の人数が多いことがわかります。18の方は「仕事をしたい」と回答。



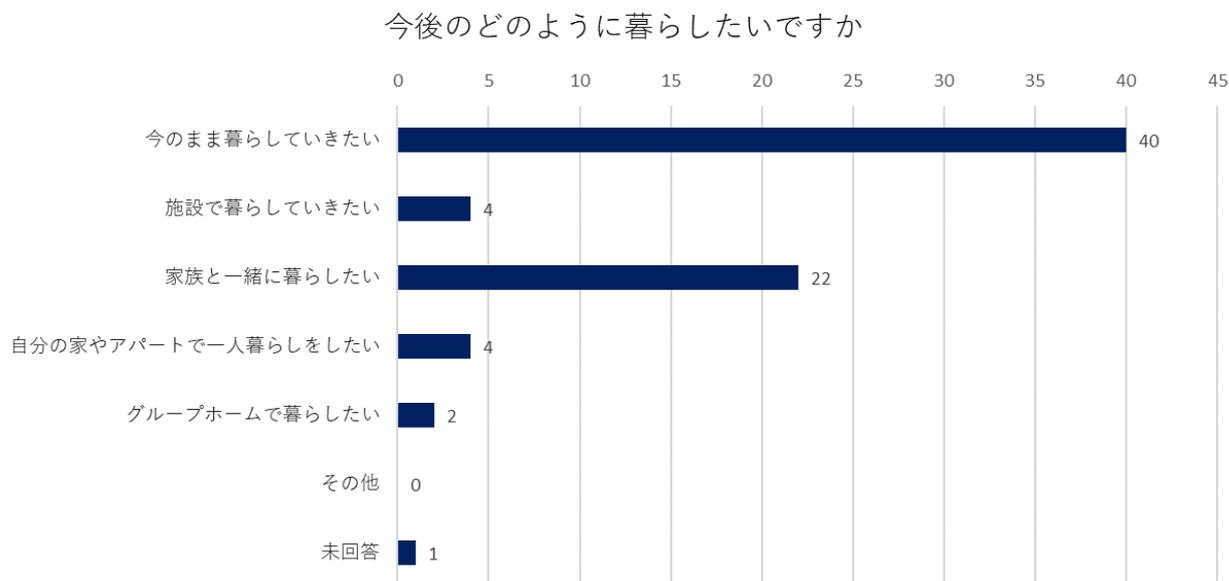
■今後の生活の不安について(住まい) 複数回答可

「不安はない」が27人と最も多く、次いで「収入に不安がある」が22人で、「一人暮らしに不安がある」が18人の順となっている。



■今後の暮らし方について

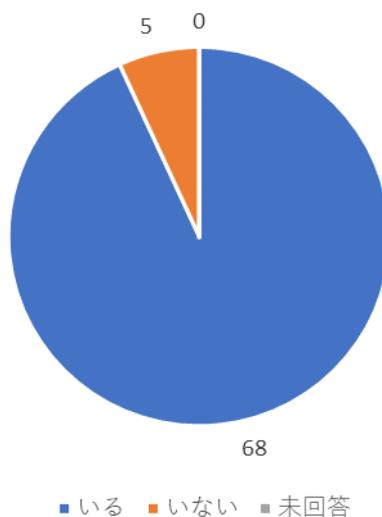
「今のまま暮らしていきたい」が40人と最も多く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」が22人の順となっている。



■緊急時の支援者の有無

68人は緊急時に支援者が「いる」と回答。一方で5人は支援者が「いない」

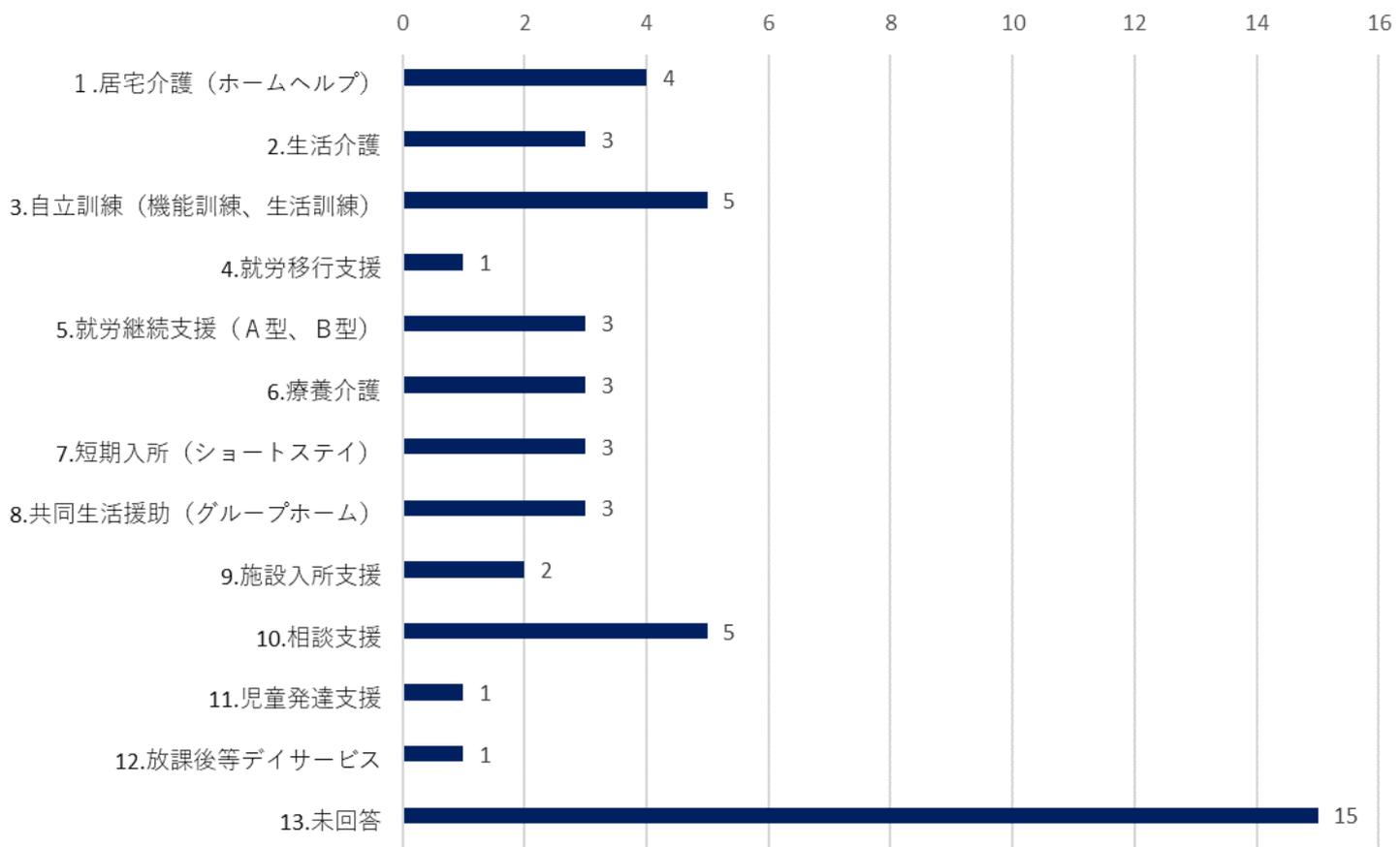
緊急時の支援者はいますか



■サービスの利用状況

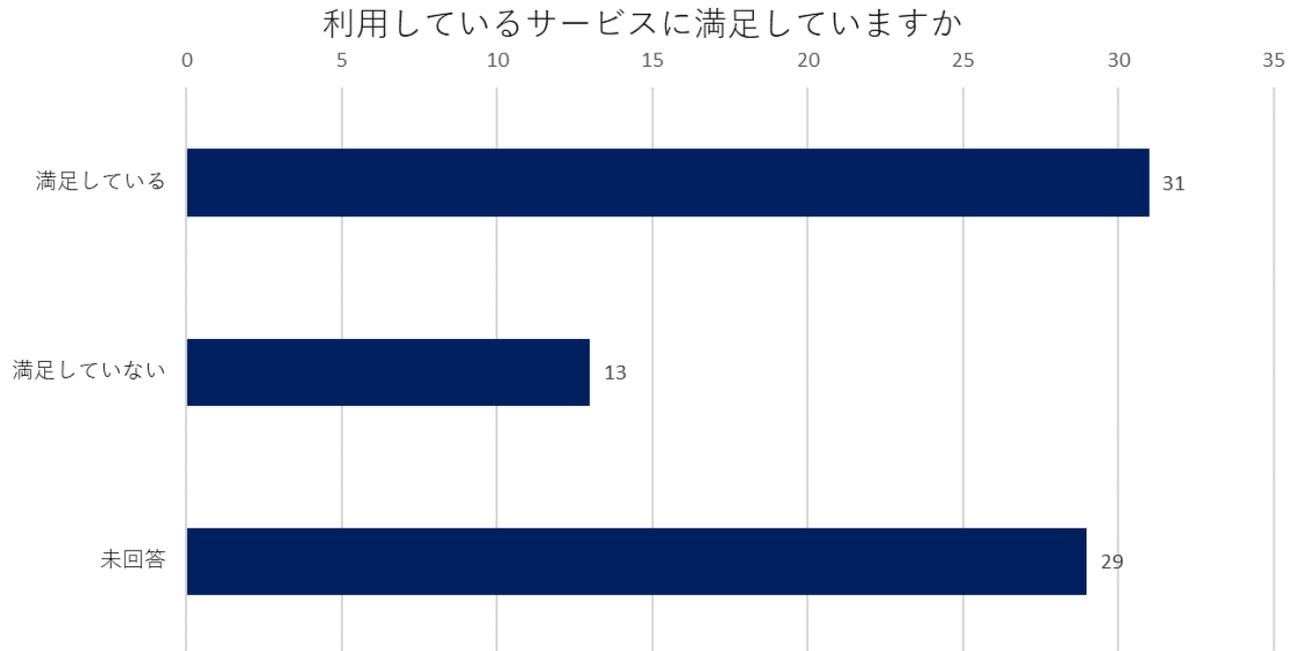
未回答が15名で最も多く、次いで相談支援、自立訓練がそれぞれ5名の順となっている。

現在のサービスの利用状況について

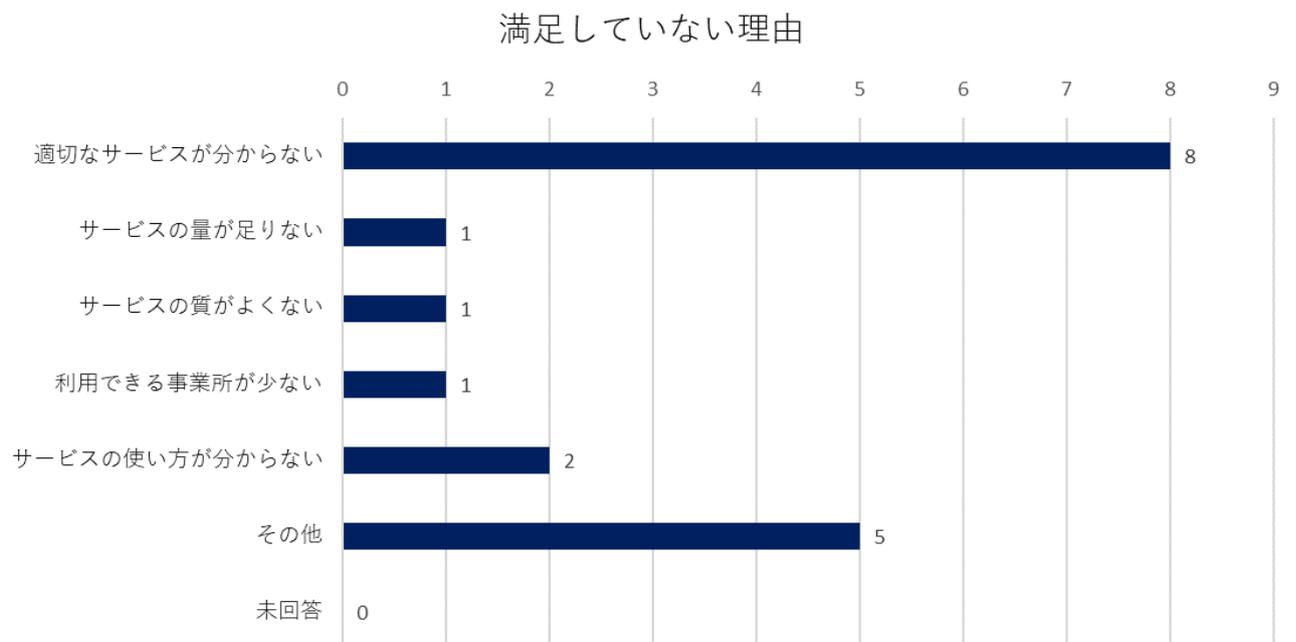


■サービスの満足度

現在利用しているサービスに対して31人は「満足している」で、13人は「満足していない」と回答。



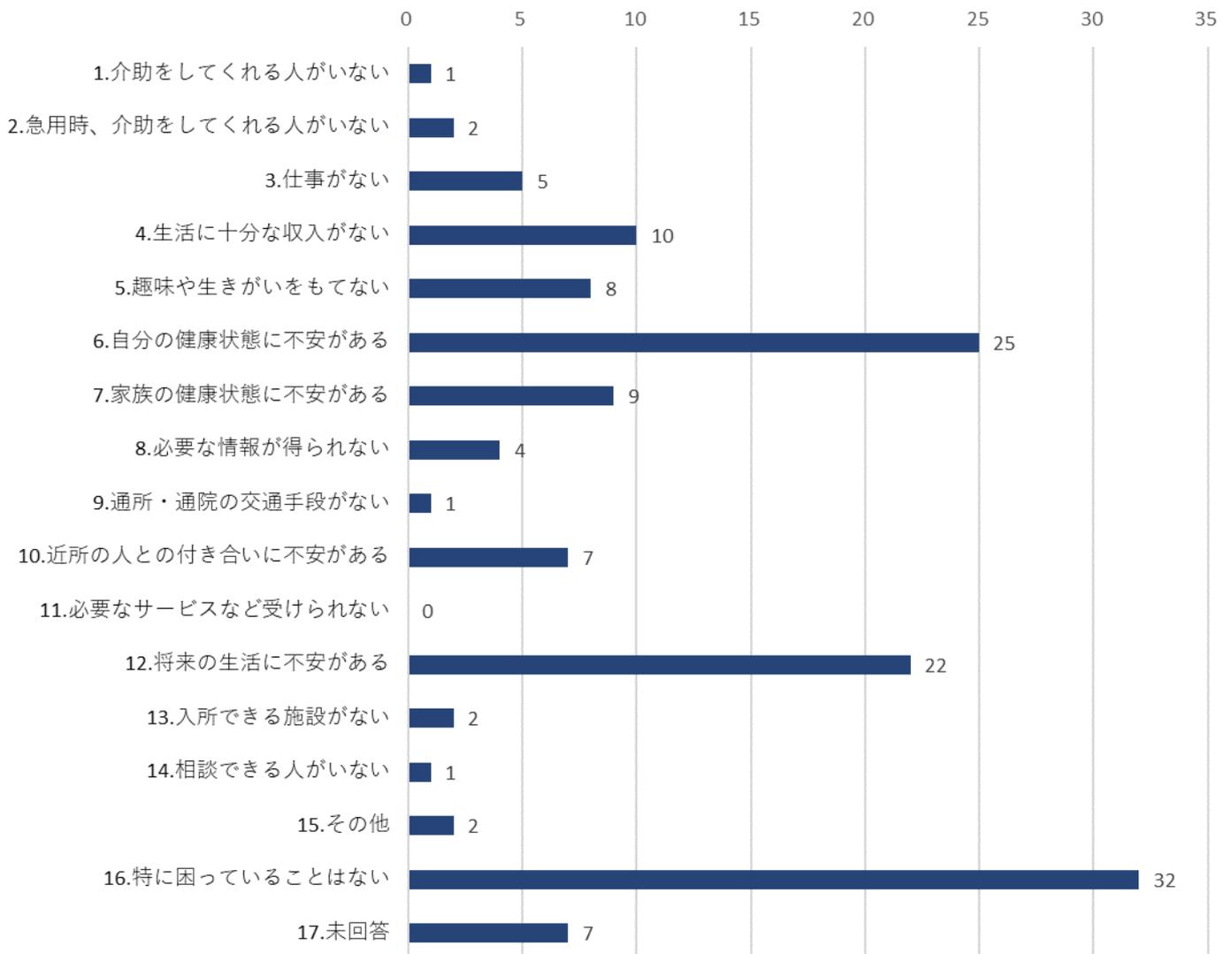
■満足していない理由



■困りごとについて

25名の方が「自分の健康状態について」不安があると回答。次いで、「将来の生活に不安がある」が22名。「収入」、「家族の健康状態」の順になっています。

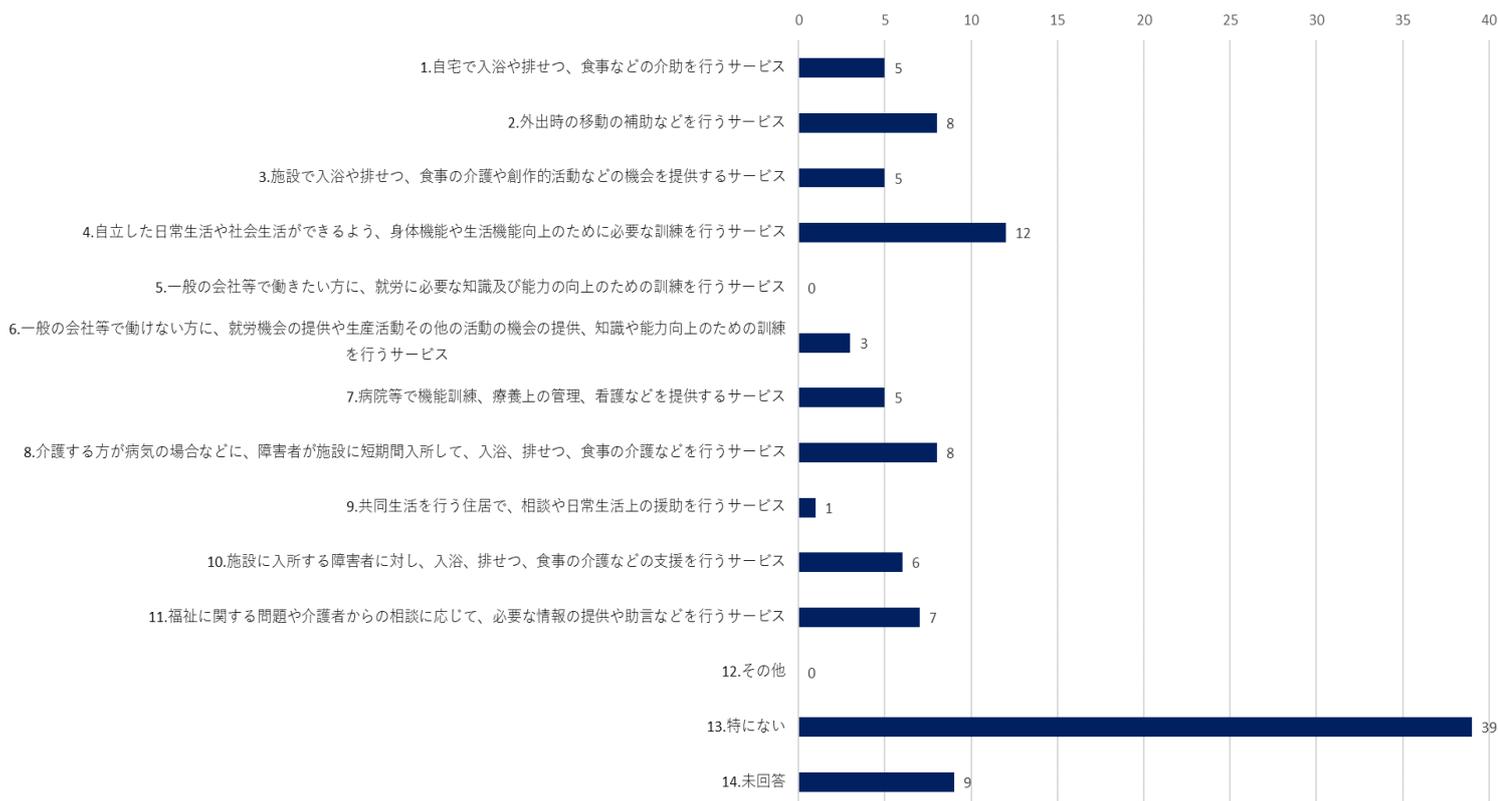
今、困っていることはありますか



■今後利用したいサービスについて

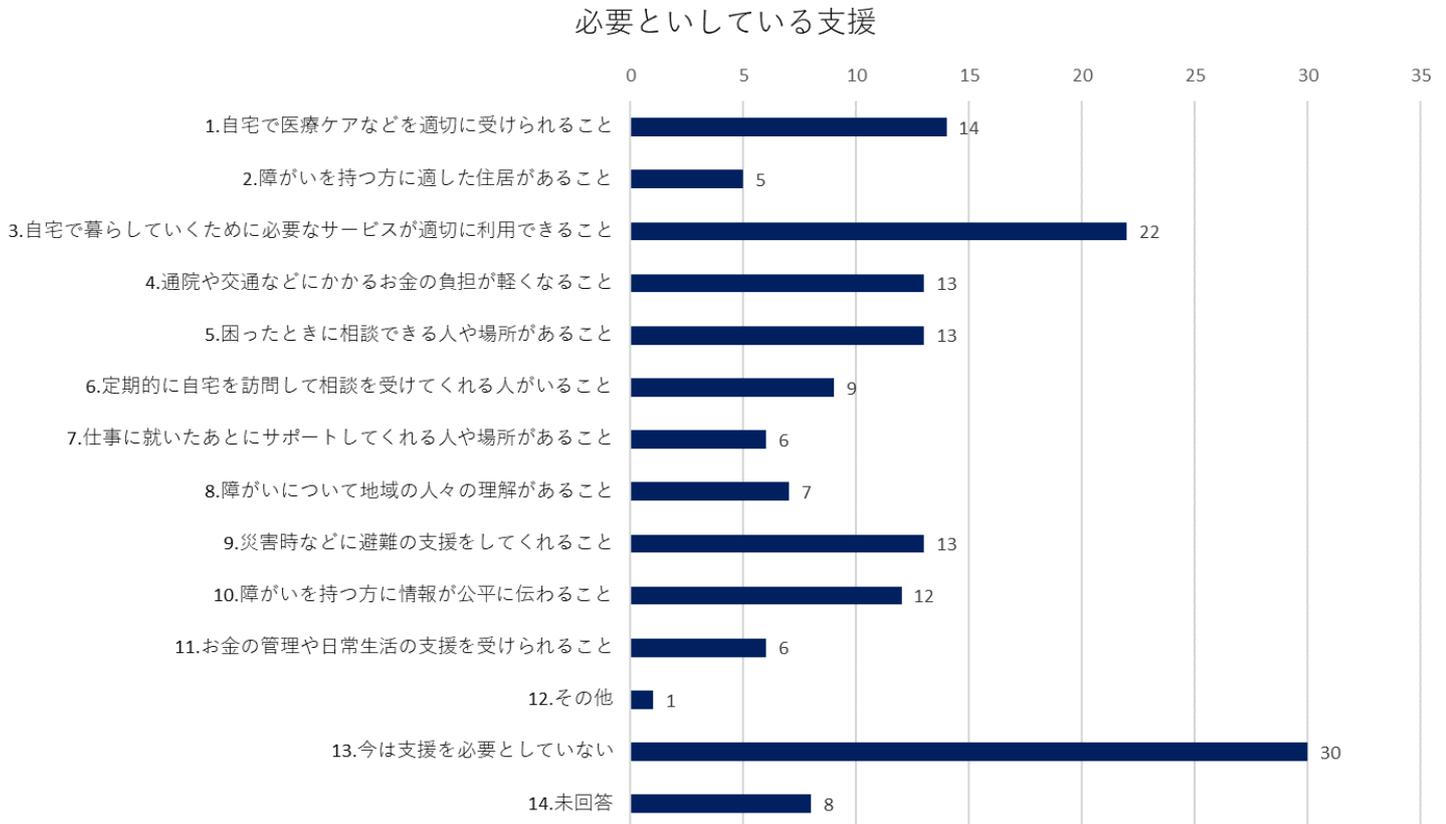
39名の方が「特にない」で最も多く、次いで、「自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や活動機能向上のために必要な訓練を行うサービス」の順になっている。

今後利用したいサービスはありますか



■今、必要としている支援について

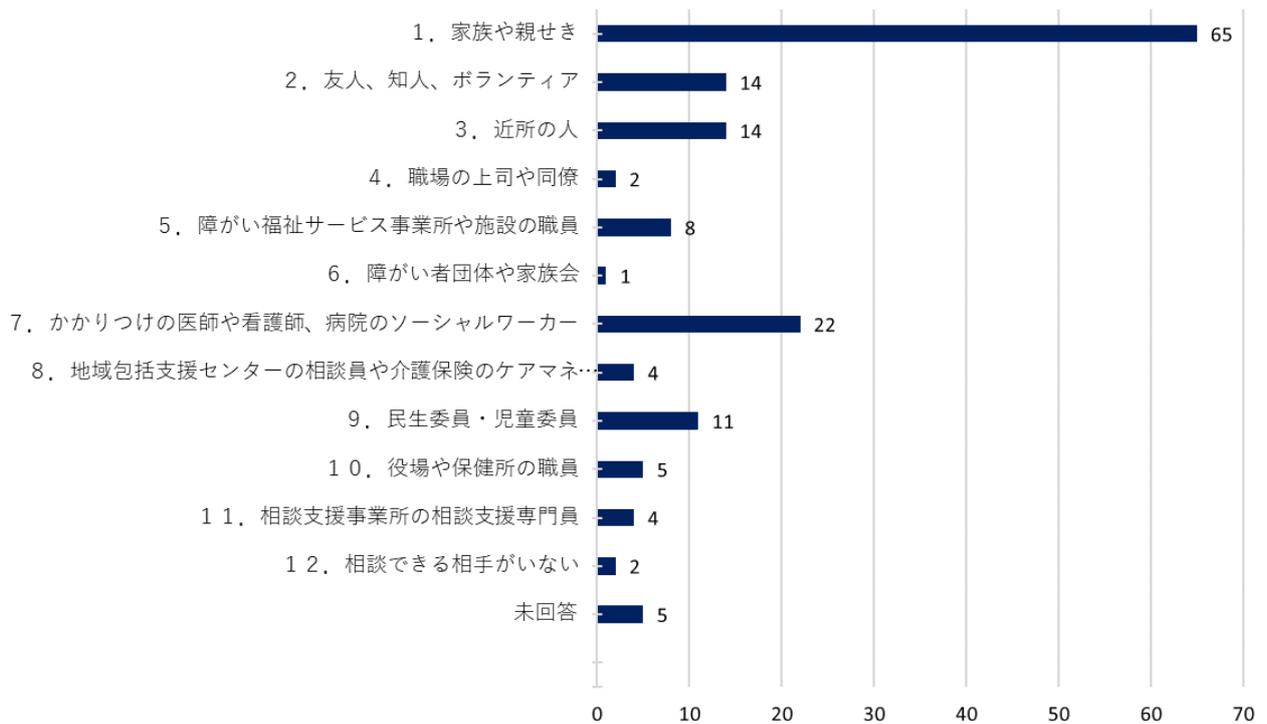
30名の方が「今は必要ない」が最も多く、次いで、「自宅で暮らしていくためのサービス」が22名となっています。



■相談相手について（複数回答可）

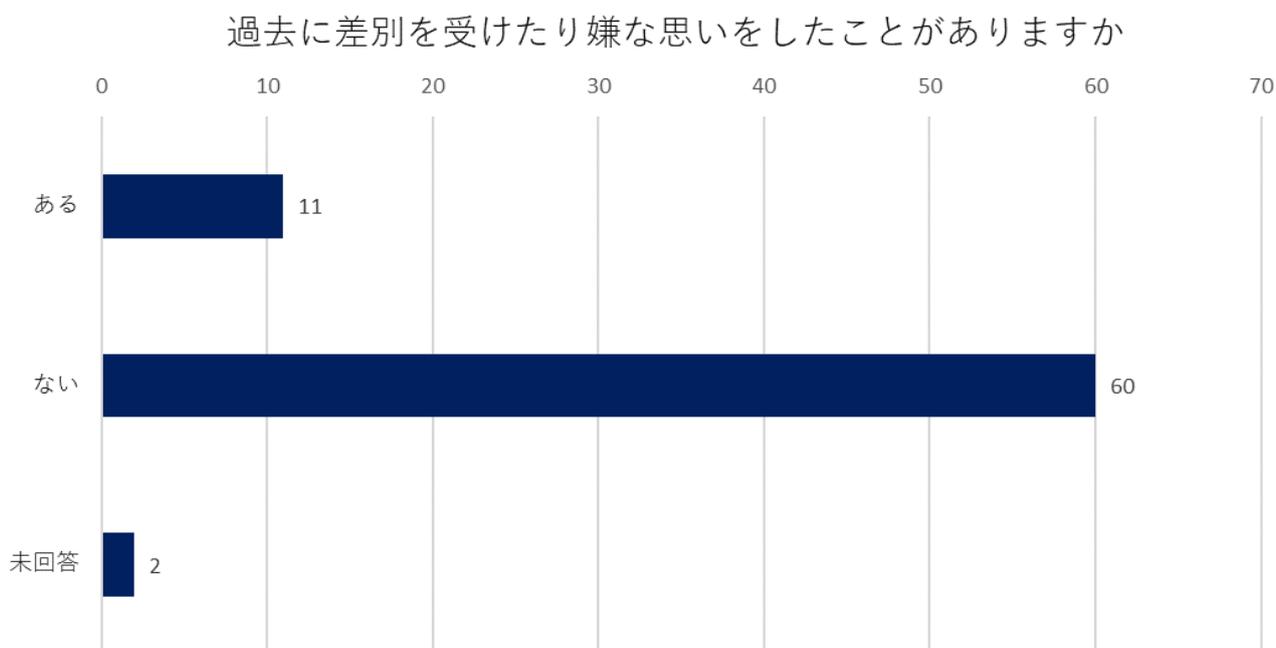
「家族や親せき」の65人が最も多く、次いで、「かかりつけの医師や看護師、病院のソーシャルワーカー」が22名となっています。

悩み事などの相談相手



■差別や嫌な思いをした経験について

これまで差別や嫌な思いをしたことがあるかについては「ない」が60人、「ある」は11人となっています。



■「ある」と回答された方で具体的な回答内容

※内容の一部を記載しております。詳しい内容につきましては資料のアンケート集計結果を参照

○外見の事を言う人がいた。高齢者の方が「身体障害者」と呼び捨てにする人もいた。その時は、「自分はバカだから仕方がないかな」と思った。通院していることのレッテルをはられていることが気がかりでならない。病気でない自分(過去)に戻りたい。写真などで撮られて自分ばかりが特別扱いみたいで嫌だ。他の人も撮ってるなら良いと思います。写した人は考えてもらいたい。

○会話が困難な為、訪問されるヘルパーさんの中には、よくわからないだろうという思いから、同じ雑巾で上(テーブル等)も下(床等)も拭いてしまう方がいた。

○友人との会話で「聞こえない」と言ったら「病院に行ったら」と言われた。病院へ行っても耳が悪いのは変わらないと思った。

■町への福祉サービスや行政の取り組みに対する、ご意見やご要望について

抜粋

【就労について】

○三島には仕事がなく、会津若松まで仕事に行っている。今後の自分の体や親の体のことを考えると不安がいっぱい。親が元気なうちしか遠く(会津若松)に通えない。三島町に私でもできる仕事場がほしい。そういう情報があれば欲しい。

(身体障害者手帳1級所持者)

○今できる仕事があればしたい。(手帳種類不明)

【暮らしについて】

○自宅にオストメイトを取り付けたい。高額なので助成があればいいと思います。

(身体障害者手帳1級所持者)

○受けられる福祉サービスの内容や項目など知らない人が多い。当てはまる人だけでは無く広く住民に周知してほしい。

(身体障害者手帳3級所持者)

○高齢者が多いため除雪をしっかりとやっていただきたい。また、定期的な訪問と声掛けもお願いしたい。

(身体障害者手帳3級所持者)

○何年前にも同じようなアンケートやった。いろいろ意見を書いた。(町は)子供に対することは一生懸命だが障害者に関しては本気じゃないと感じる。変わらないで書くのが無駄だ。町民に対して聞く耳なんて持たない。障害者にとって住みづらい町だ。

(身体障害者手帳4級所持者)

○就労支援や共同生活援助等の福祉サービスを利用している。その都度速やかに対処していただき感謝しています。

(療育手帳B判定所持者)

7 障がい者施策の課題

アンケート調査の結果から、将来に対して「不安はない」と回答した方が多いながらも、一方で「健康状態」や「収入面」、将来の生活などに対する不安を抱えている方や困っている方も同数程度いらっしゃる事がわかりました。今後の暮らし方については、「今のまま暮らしていきたい」という方や「家族と一緒に暮らしたいいきたい」と望む方が多い結果となりました。

必要としている支援策としては、「今は必要としていない」と現状を満足されている方が多いながらも、「自宅で暮らしていくための必要なサービスを適切に利用できること」や「自宅で医療ケアを適切に受けられること」など自宅での今の暮らしを維持しながらもいざという時に適切に自宅で支援を受けることを望んでいる方が多くいらっしゃる事がわかりました。また、「災害時の避難の支援」や「公平な情報伝達」を望む声も多くありました。

また、高齢者の親が障がいのある子どもを支援しながら生活をしている世帯や身寄りのない障がいのある方など将来的に不安を抱えながら生活をされている方もいらっしゃいます。

これまで慣れ親しんだこの町で、自宅で適切なサービスを受けられず、サービスを利用するために、町外へ転出せざるを得ないケースが多いのが現状です。

障がいのある方たちは全住民に対して、数は少ないながらも相談支援の体制や適切なサービスの提供を受けられるよう、町内の関係機関(社会福祉法人や社会福祉協議会、包括支援センター等)、県、会津西部地域町村(会津坂下町、会津美里町、柳津町、金山町、昭和村)との連携(会津西部地域生活拠点等)により実効性のある体制を構築していく必要があります。

また、アンケートの結果で、差別や嫌な思いをされてきた方もいらっしゃいました。障がいのある方への、偏見や差別、暴力(言葉の暴力)、間違った考え方などを無くすためには、継続的な啓発活動や障がい者の方への正しい理解を深めるためのきっかけや仕組みづくりが必要です。

障がいのある方は体や心の不自由さから、思うように物事ができないことで、さまざまなことをあきらめたり、ストレスを抱えたり、妥協したり、意欲を無くしたりなど、悩み、苦しみ、悲しみ、健常な方たちよりも辛い思いをしてきた又はしている方が多いのではないのでしょうか。

障がいのある方もそうではない方も、当たり前のことを当たり前に、自分らしくこの町で暮らせるよう、年齢や立場などの垣根を越えて自分事のように一緒になって考え、少しずつ前に進めるよう取り組んでいくことが大切ではないのでしょうか。

8 障がい福祉サービス等の利用状況

(1) 障がい福祉サービスの利用状況

区 分		平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画	実績	単位	計画	実績	単位	計画	実績 見込	単位
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	3	3	時間分	3	3	時間分	3	4	時間分
		1	1	人分	1	1	人分	1	1	人分
日中活動系	生活介護	148	148	人日分	148	142	人日分	148	146	人日分
		7	7	人分	7	7	人分	7	7	人分
	療養介護	0	0	人分	0	0	人分	0	0	人分
	自立訓練（機能訓練）	0	0	人日分	0	0	人日分	0	0	人日分
		0	0	人分	0	0	人分	0	0	人分
	自立訓練（生活訓練）	0	0	人日分	0	0	人日分	0	0	人日分
		0	0	人分	0	0	人分	0	0	人分
	就労移行支援	0	0	人日分	0	0	人日分	0	0	人日分
		0	0	人分	0	0	人分	0	0	人分
	就労継続支援（A型）	21	24	人日分	21	21	人日分	21	2	人日分
		1	1	人分	1	1	人分	1	1	人分
	就労継続支援（B型）	63	64	人日分	63	60	人日分	63	75	人日分
		3	3	人分	3	3	人分	3	4	人分
短期入所（医療型）	0	0	人日分	0	0	人日分	0	0	人日分	
短期入所（福祉型）	1	1	人分	1	1	人分	1	1	人分	
居住系	施設入所支援	6	6	人分	6	6	人分	6	7	人分
	共同生活援助（GH）	5	5	人分	5	5	人分	5	6	人分
相談支援	計画相談支援	3	4	人分	3	4	人分	3	13	人分
	地域移行支援	0	0	人分	0	0	人分	0	0	人分
	地域定着支援	0	0	人分	0	0	人分	0	0	人分
障害児支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	0	0	人日分	0	0	人日分	0	1	人日分
		0	0	人分	0	0	人分	0	1	人分
	医療型児童発達支援	0	0	人日分	0	0	人日分	0	0	人日分
		0	0	人分	0	0	人分	0	0	人分
	障害児相談支援	0	0	人分	0	0	人分	0	1	人分
	障害児入所施設（福祉型・医療型）	0	0	人分	0	0	人分	0	0	人分

(2) 地域生活支援事業の利用状況

※ 数値は計画(実績)、令和2年度は(実績見込)

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実施 見込み 箇所数	実利用 見込み 者数	実施 見込み 箇所数	実利用 見込み 者数	実施 見込み 箇所数	実利用 見込み 者数
(1)相談支援事業						
①障害者相談支援事業	0(0)		0(0)		0(0)	
基幹相談支援センター	0(0)		0(0)		0(0)	
②市町村相談支援機能強化事業	0(0)		0(0)		0(0)	
③住宅入居等支援事業	0(0)		0(0)		0(0)	
(2)成年後見制度利用支援事業		0(0)		0(0)		0(0)
(3)成年後見制度法人後見支援事業	0(0)		0(0)		0(0)	
(4)意思疎通支援事業						
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業		0(0)		0(0)		0(0)
②手話通訳者設置事業	0(0)		0(0)		0(0)	
(5)日常生活用具給付等事業						
①介護・訓練支援用具	0(0)		0(0)		0(0)	
②自立生活支援用具	0(0)		0(0)		0(0)	
③在宅療養等支援用具	0(0)		0(0)		0(0)	
④情報・意思疎通支援用具	0(0)		0(0)		0(0)	
⑤排泄管理支援用具	4(4)		4(4)		4(3)	
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	0(0)		0(0)		0(0)	
(6)手話奉仕員養成研修事業		0(0)		0(0)		0(0)
(7)移動支援事業		0(0)		0(0)		0(0)
(8)地域活動支援センター	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

第2章 各 論

第1節 地域生活支援体制の充実

1 生活支援

(1) 基本方針

障がい者(児)が住み慣れた地域で安心して生活していけるように、生活の安定と質の向上を図る支援体制の充実が求められています。障がい者(児)の主体性を尊重しながら多様な地域生活を支援していくため、相談支援体制の強化と適切な障がい福祉サービス等の提供体制の確保とともに、障がい者(児)の不利益の回避と介護者への支援体制の充実に努めます。

(2) 具体的な施策

① 相談支援体制の強化

障がい福祉関係者による「三島町地域自立支援協議会」を中心として、関係機関が連携し、個人に応じた適切な支援のためのネットワークを確立します。委託で実施している相談支援事業の充実を図り、障がい者(児)や家族等が必要とする情報や適切なサービスの提供に繋げるとともに、地域生活における不安の解消に努めます。

② 障害福祉サービス等の充実

障がい者(児)が必要とする障害福祉サービス等を適切に提供できるよう、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等との連携を強化するとともに、会津障がい保健福祉圏域連絡会や会津西部地域6町村障がい福祉連絡会等での協議を重ね、地域の実情を踏まえた障害福祉サービス等の提供体制の整備に努めます。

③ 経済的支援の充実

障がい者(児)の経済的負担の軽減となる受給可能な年金や手当、割引や助成制度等の周知と利用の促進に努めます。

2 保健・医療

(1) 基本方針

障がい者(児)が地域で安心して生活をしていくためには、障がいを早期に発見し、早期治療や療育が受けられるよう、身近な地域での適切な保健、医療、福祉サービスの提供が求められています。特に知的障害児や発達障害児は、成長に応じたきめ細やかな支援が重要となります。また、全国的な障がいの重度化、重複化傾向や高齢化への対応も必要となってきたことから、地域における保健、医療、福祉関係機等の連携による包括的な支援体制の構築に努めます。

(2) 具体的な施策

① 疾病等の予防・治療

障がいの原因となる疾病等の予防と障がいの早期発見、早期治療のため、妊産婦の健康診査や健康指導、乳幼児健診等の母子保健事業を推進するとともに、保健師等による相談支援により、保護者の出産や育児における正しい知識の習得と不安の軽減に努めます。また、ライフステージに応じた各種健康診査や個別指導、健康づくり事業の充実により、生活習慣病等の予防に努めます。

② 保健・医療サービス等の提供

妊産婦、新生児、乳幼児の健康診査、学校検診等の適切な実施並びにこれらの機会を活用した障がいの早期発見に努めます。また、健診等において障がいが発見された場合には、医療機関等との連携を図りながら、障がい者(児)や家族等に対する保健、医療サービス等に関する情報提供とともに、適切な医療や医学的リハビリテーションの提供と継続的な支援体制の充実を図ります。さらに、重度心身障害者医療費による医療費自己負担の助成と、自立支援医療(更生医療、育成医療)による障がいの除去、軽減に係る医療費自己負担の助成によって、経済的な負担の軽減と適正な医療給付を推進します。

③ 精神保健医療施策の推進

精神疾患は、発症や病状の変化に本人や周囲の方も気づきにくいいため、臨床心理士の相談会等による早期発見、早期治療に取り組むとともに、自立支援医療(精神通院医療)による医療費自己負担の助成によって、経済的な負担の軽減と適正な医療給付を推進します。また、精神障がい者に対する差別や偏見の解消、社会参加の促進を図るため、精神疾患に対する正しい知識の普及、啓発と、ボランティア活動等の支援に努めます。さらに、保健、医療、福祉関係者等の連携による入院中の精神障がい者等の地域移行や地域定着に係る支援体制の充実に努めます。

第2節 自立と社会参加の促進

1 教育・療育

(1) 基本方針

障がいのある児童の障がいの軽減及び社会適応能力の向上を図り、自立と社会参加を促進するために、適切な教育、療育が求められています。障がいのある児童が地域の中で自分らしく生きていけるよう、一人一人の個性を尊重し、それぞれのニーズを的確に把握するとともに、一人一人の可能性を最大限に伸ばすことができるよう、乳幼児期からの一貫した教育、療育の充実を図ります。また、一人一人の特性やニーズに応じたきめ細やかな支援を行うため、障がいのある児童やその家族に対する相談、支援体制の強化に努めます。

(2) 具体的な施策

① 相談支援体制の強化

障がいのある児童や障がい疑われる児童とその家族に対する専門的なカウンセリング体制を強化するとともに、障がい児の成長段階に応じた相談、支援が行えるよう一貫した相談支援体制の構築を図るとともに、障がい児やその家族が必要とする情報や適切なサービスの提供に努めます。

② 障がい児支援体制の充実

障がいのある児童やその家族が必要とする障害児通所支援等を適切に提供できるよう、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等との連携を強化するとともに、会津障がい保健福祉圏域連絡会や会津西部地域6町村障がい福祉連絡会等での協議を重ね、地域の実情を踏まえた障害児通所支援等の提供体制の整備に努めます。

③ 保育・教育環境の充実

障がいのある児童の保育所での受入体制の充実や、小、中学校での特別支援員等の配置とともに、障がいに対する理解と適切な指導を実施するため、職員研修等による保育士、教諭等の資質向上を図り、障がいのある児童もない児童も共に学べる環境づくりに努めます。また、保育、教育の中で、児童が障がいを理解し行動できるよう、道徳教育や交流教育等の充実を図り、障がいのある児童の地域社会への参加、包容を推進します。

2 就労支援

(1) 基本方針

障がい者の一般就労においては、障がい者雇用に対する企業への理解促進と社会的責任の啓発に努めることが必要です。また、障がい者自身が就労意欲と能力に応じた職業の選択が行える支援体制の充実が求められています。障がい者にとって働くことは、労働の対価として賃金を得ることとともに、就労を通じた自己実現の場としての重要な意義を持っています。このため、障がい者の働く意欲を尊重し、自立のための経済的基盤を確立するため、一般雇用はもとより、福祉的就労を含め、あらゆる機会を通じた職域の拡大や多様な就労の場の確保に努めます。

(2) 具体的な施策

① 福祉的就労の充実

一般企業での就労が困難な障がい者に対して、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等との連携を強化し、就労継続支援の充実を図るとともに、国等による障害者就労施設からの物品等の調達等の推進等に関する法律第9条の規定に基づく、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進します。また、町内外事業所等の理解と協力を得ながら、地域資源を活用した福祉的就労の拡大と確保に努めます。

② 一般就労移行の推進

一般就労を希望する障がい者の意向と、その人の障害特性や得意分野などを十分に把握したうえで、就労移行支援事業の充実とともに、公共職業安定所や企業との連携を強化し、一般就労への移行を推進します。

③ 障がい者雇用の推進

障害者雇用率制度や助成金制度等の各種制度の周知による障がい者雇用への理解と、職場における障がいを理由とした差別や偏見等の人権侵害を受けないよう、広報、啓発、相談支援体制の充実に努めます。

3 社会参加

(1) 基本方針

障がい者(児)が生きがいのある充実した生活をしていくために、社会参加は重要な課題です。障がい者(児)が自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人々や社会との交流の中で人生をより豊かなものとしていくことが求められます。そのため、スポーツ、レクリエーション、文化活動等への障がい者(児)の主体的な社会参加を促進します。

(2) 具体的な施策

① スポーツ・文化活動の推進

障がい者(児)一人一人の障がいと体力に応じたスポーツや文化活動が行えるよう、各種団体等が主催する障がい者スポーツ大会や障がい者文化祭等への参加を促進するとともに、障がい者(児)が参加できるスポーツや文化活動の充実に努めます。

② 地域活動参加の促進

障がい者(児)が地域の一員として生活していくために、地域の行事等への積極的な参加を促進するとともに、様々な活動を通じてお互いの理解が進むよう、地域住民との交流活動の活発化に努めます。

③ ボランティア団体等の育成

障がい者(児)が参加できるスポーツや地域活動等を主催するボランティア団体や、障がい者(児)の活動を支援するボランティアスタッフの育成を図り、障がい者(児)の社会参加の促進に努めます。

第3節 バリアフリー社会の実現

1 啓発・広報

(1) 基本方針

障がい者(児)はもとより、全ての人が暮らしやすい平等な社会づくりを目指していくために、障がいについての正しい知識を広め、障がいに対する理解を深めていくことが求められています。そのため、様々な機会における啓発、広報活動と福祉教育の充実に努めます。誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように、福祉意識の啓発と福祉活動への参加を促進し、支え合う地域づくりを推進します。

(2) 具体的な施策

① 啓発・広報活動の充実

障がい特性の理解や、障がい者(児)の立場に立った適切な対応の仕方等、地域の人々の正しい理解と認識を深めるため、町広報誌やホームページ等の媒体を活用した啓発、広報に努めます。併せて、障がいを理由とする差別の解消を推進する「障害者差別解消法」、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資する「障害者虐待防止法」等の関係法令の周知、啓発を図ります。

② 福祉教育等の推進

学校教育において、障がい者問題や特別支援教育等への理解と認識を深めるため、福祉に関する副読本の配布や福祉講演会等の実施による福祉教育の充実に努めます。また、12月3日から9日の「障害者週間」の意義を再認識し、障がい者団体やボランティア団体等が開催するイベントへの積極的な参加を促進するとともに、関係団体との連携強化による福祉活動を推進します。

③ 心のバリアフリー化の推進

全ての人々が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、地域の人々と障がい者(児)の協働による福祉活動等の充実に努め、相互の理解を深めるとともに、障がいに対する差別や偏見等の心に潜む見えない障壁を取り除く「心のバリアフリー」を推進します。

2 生活環境

(1) 基本方針

障がい者(児)が地域で不安なく暮らしていくためには、住みやすい住宅の確保と障がい者(児)の日常生活や社会生活における自由な活動を制約している様々な障壁を取り除くことが求められています。そのため、住宅や各種施設の段差解消、歩道や駐車スペースの整備等による生活環境のバリアフリー化を推進します。また、障がい者(児)の防災、防犯対策を強化し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(2) 具体的な施策

① 住まい等のバリアフリー化の推進

障がい者(児)が住み慣れた地域で安定した生活が継続できるよう、また、施設等から在宅生活に移行できるよう、各種制度を活用した既存住宅の改修とともに、公営住宅や公共施設等の段差解消や、スロープ、車いす用トイレの設置等により、誰もが安全で利用しやすい設備と構造に配慮したバリアフリー化を推進します。

② 移動・交通のバリアフリー化の推進

道路等の整備においては、歩道やおもいやり駐車場の確保、障がい特性に配慮した標識の設置等、安全性の確保とバリアフリー化を推進します。また、公共交通機関等においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、町営バスのノンステップ化や、事業者等へ障がい者(児)の配慮について働きかけを行うとともに、関係機関と連携した障がい者(児)の移動支援体制の強化に努めます。

③ 防災、防犯対策の強化

障がい者(児)が緊急時に心身の危機を回避できるよう、見守り体制を強化するとともに、消防機関等との連携による災害等の緊急時における通報、避難体制の構築を図ります。また、地域の防災、防犯ネットワークを確立するとともに、障がい者(児)に対する防災、防犯知識の普及、啓発に努めます。

3 情報・コミュニケーション

(1) 基本方針

障がい者(児)が地域で不安なく暮らしていくためには、福祉サービスをはじめ、必要とする情報を容易に入手できる環境整備が求められています。そのため、視覚障がいや聴覚障がいによりコミュニケーション方法に制約を受ける障がい者(児)に対する十分なコミュニケーション手段の確保や、障がいの特性に応じた情報提供とコミュニケーション支援の充実に努め、情報のバリアフリー化を推進します。

(2) 具体的な施策

① 情報のバリアフリー化の推進

障がい者(児)が円滑に情報を受信、発信できるよう、町広報やホームページ等による情報提供の充実に努めるとともに、関係機関における相談、情報提供機能の強化に努めます。また、障がい者(児)がインターネットなどのIT技術を習得、利用する機会の確保に努め、情報格差の解消と社会参加を促進し、情報のバリアフリー化を推進します。

② 意思疎通支援の充実

視覚障がいや聴覚障がいによりコミュニケーション方法に制約を受ける障がい者(児)に対して、障がいの特性に応じた点字、音声等による情報提供や手話通訳者等を活用した意思疎通支援体制の充実に努めます。また、手話奉仕員等の養成により、障がい者(児)の自立と社会参加を促進します。

第3章 障がい者福祉計画・障がい児福祉計画

第1節 基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害者総合支援法では、「障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営み、共生社会の実現を目指す」という、障害者基本法の基本理念を踏まえた5つを基本理念とします。

(1)障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定を支援し、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等並びに相談支援の提供体制の整備を進めます。

(2)障がい種別によらない一元的な支援

障がい福祉サービスの対象となる身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等に対するサービスの充実を図ります。また、発達障害者及び高次脳機能障害者並びに難病患者が障がい福祉サービスの対象となることの周知を図っていきます。

(3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設入所や病院入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ボランティア等による法律や制度に基づかないサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めます。また、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

(4)地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合う地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取組や日常生活において医療等の専門的な支援を要する者に対する包括的な支援体制の構築を計画的に推進します。

(5)障害児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で

支援できるように、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。また、児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援体制の構築を図ります。

2 計画の基本目標

障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保にあたり、計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点を目標設定に掲げ計画的な整備・推進を図ります。

(1)訪問系サービスの保障

サービスを必要とする障がいのある人への訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)の保障に努めます。

(2)日中活動系サービスの保障

希望する障がいのある人への日中活動系サービス(生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、短期入所)の保障に努めます。

(3)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としての共同生活援助(グループホーム)の圏域的な充実を図り、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、施設入所や入院からの地域生活への移行に努めます。また、障がいのある人の重度化や高齢化による「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の整備に努めます。

(4)福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業並びに地域生活支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を推進します。

(5)地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

福祉施設の入所者や病院に入院している人の数等を勘案して、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図るとともに、地域生活移行後の地域定着のため、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(6)障がい児支援の提供体制の確保

保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携して、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の構築に努めます。また、重層的な障害児通所支援の体制整備を図るとともに、障がいのある児童の地域社会への参加と包容を推進します。さらに重度心身障害児の支援における地域課題の整理や地域資源の開発を行いながら支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児の支援においても関係者が連携を図るための協議の場を設け、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築に努めます。

(7)相談支援体制の構築

福祉に関する各般の問題について障がいのある人及びその家族からの相談に応じる体制を整備するとともに、利用者及び障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業の充実のための必要な施策を確保します。また、障害児相談支援においても、質の確保及びその向上を図りながら支援提供体制の構築に努めます

(8)成年後見制度の利用促進

成年後見制度とは、知的障がいや精神障がいその他の精神上の障がいがあることで財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支援するための制度です。誰もが住み慣れた地域で、地域の人々に支え合いながら尊厳をもって生活できることを目的として、必要な人がこの制度を利用できるよう町では体制の構築・整備を図ってまいります。

これらの制度の利用を促進するためには、裁判所や金融機関、社会福祉等の幅広い専門的な分野の機関が関わる広域的なネットワーク(協議会)の構築が有効です。町では今後、県(保健福祉事務所)近隣町村との相談・連携強化を図り、会津圏域での中核機関の設置を進め、円滑に制度を利用できる体制整備を図ります。

また、社会福祉協議会や地域包括支援センター等との緊密な連携により町内でこの制度の支援を必要とされる方などの情報共有を図り、制度利用の促進を進めていきます。

第2節 令和5年度の数値目標の設定

1 障がい者の地域生活への移行

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【考え方】

国の指針

- (1) 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
(2) 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

町の指針

国の基本指針を踏まえて、町の実情を加味し、対象者が高齢かつ高い障害者支援区分であり、地域生活への移行は困難であるため成果目標を以下のとおりに設定します。
引き続き在宅サービスや相談支援等を強化して、地域生活移行の支援体制を整備します。

【成果目標】

項目	数値	考え方
施設入所者数	6 人	令和2年度末の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	0 人 0.0 %	上記のうち、令和5年度末までの GH 等への地域移行者数 (地域生活移行者数を全施設入所者で除した値)
【目標値】 削減見込	0 人 0.0 %	対象者が高年齢かつ高支援区分であり、地域生活への移行は困難

キーワード

■地域生活移行

施設入所から共同生活援助や自宅へ生活の場を移すこと。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【考え方】

国の指針

- (1)精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- (2)令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の設定
- (3)精神病床における早期早退院率に関して、入院後3カ月時点の退院率については69%以上、入院後6カ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

町の指針

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る保健、医療、福祉関係者による協議の場については、会津障がい保健福祉圏域連絡会並びに会津西部地域6町村障がい福祉担当者連絡会での協議により複数市町村で共同設置します。

【目標値の設定】

項目	数値	考え方
令和2年度末設置数	0ヶ所	令和2年度末の協議の場の数
【目標値】協議の場の数	1ヶ所	令和5年度末までの協議の場の数

キーワード

■地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい生活を持続していくために、介護や医療など生活支援の提供すること。

(3)地域生活支援拠点等の整備

【考え方】

国の指針

地域生活支援等について、令和5年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1つの地域
施
活支援拠点を整備し、その機能の充実を図るために、年1回以上運用状況を検討することを基本
と
する。

町の指針

これまで県、近隣町村と協議をしてきましたが、相談支援事業所の相談地域を広域的かつ一体的
に生活支援拠点として整備していくことが望ましいと考え、令和2年度に会津西部地域生活支援
拠点と称し、県、会津西部地域内(会津坂下町、会津美里町、柳津町、金山町、昭和村、三島町)と
協定書の締結により、連携により整備を進めてまいります。

【目標値の設定】

項目	数 値	考え方
地域生活支援拠点等数	0ヶ所	令和2年度末の整備箇所数
【目標値】整備数	1ヶ所	令和5年度末までの整備箇所数

キーワード

■地域生活支援拠点

障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームや障害者支援施設等の「居
住支援機能」と、地域相談支援等を担当するコーディネーターやショートステイといった「地域支
援機能」を合わせた仕組みのことです。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【考え方】

国の指針

- (1) 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度の実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- (2) 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- (3) 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着事業を利用することを基本とする。
- (4) 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- (5) 在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農業福祉連携の取り組みの推進及び高齢障害者にたいする就労継続支援B型事業所等による支援の実施を進めることが望ましい旨を記載する。

町の指針

福祉施設から一般就労への移行については、対象者が高年齢かつ高支援区分であり、一般就労への移行が困難であることを考慮して目標値を設定しました。なお、計画的に就労移行支援事業等に係るサービスの提供体制の確保に努めます。

【目標値の設定】

項目	数値	考え方
一般就労移行者数	0 人	令和2年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	0 人 0.0 倍	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (倍率)
就労移行支援事業所 利用者数	0 人	令和2年度末に就労移行支援事業所を利用した者の数
【目標値】 年間就労移行支援 事業所利用者数	0 人 0.0 %	令和5年度末に就労移行支援事業所を利用した者の数 (令和2年度末から令和5年度末の利用者増加数を令和2年度末の利 用者数で除した値)
就労移行率が3割以上 の事業所数	0 ヶ所	令和2年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数
就労移行支援事業所数	0 ヶ所	令和2年度末の就労移行支援事業所数
【目標値】 就労移行率が3割以上 になる就労移行支援事 業所数	0 ヶ所 0.0 %	令和5年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数 (令和5年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数 を令和5年度末の就労移行支援事業所数で除した値)

(5)障がい児支援体制の整備

【考え方】

国の指針

- (1)令和5年度末までに児童発達支援センターを市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- (2)令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等によりすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- (3)令和5年度末までに難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- (4)令和5年度末までに重症心身障がい児等を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上を確保することを基本とする。
- (5)令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

町の指針

これまでの実績や実情を踏まえて、町単独での児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置や医療的ケア児・難聴児支援のための関係機関の協議の場、コーディネーターの配置については町単独での対応は困難であるため、町内の関係機関や県、近隣町村、会津圏域内事業所との連携により、会津障がい保健福祉圏域連絡会の児童に関するワーキンググループ並びに会津西部地域6町村障がい福祉担当者連絡会での協議により圏域による設置を目指します。

(1)児童発達支援センターの整備(難聴児支援も含む)

【目標値の設定】

項目	数 値	考え方
令和2年度末整備数	0ヶ所	令和2年度末の整備箇所数
【目標値】整備数	1ヶ所	令和5年度末までの整備箇所数

(2)保育所等訪問支援体制の構築

【目標値の設定】

項目	数 値	考え方
令和2年度末整備数	0ヶ所	令和2年度末の整備箇所数
【目標値】整備数	1ヶ所	令和5年度末までの整備箇所数

(3)重症心身障がい児を支援対象とする児童発達支援事業所

【目標値の設定】

項目	数 値	考え方
令和2年度末整備数	0ヶ所	令和2年度末の整備箇所数
【目標値】整備数	1ヶ所	令和5年度末までの整備箇所数

(4)重症心身障がい児を支援対象とする放課後等デイサービス事業所

【目標値の設定】

項目	数 値	考 え 方
令和2年度末整備数	0ヶ所	令和2年度末の整備箇所数
【目標値】整備数	1ヶ所	令和5年度末までの整備箇所数

(5)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【目標値の設定】

①医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

項目	数 値	考 え 方
令和2年度末設置数	0ヶ所	令和2年度末の協議の場の数
【目標値】協議の場の数	1ヶ所	令和5年度末までの協議の場の数

②医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

項目	数 値	考 え 方
令和2年度末設置人数	0人	令和2年度末のコーディネーターの配置
【目標値】配置人数	1人	令和5年度末までのコーディネーターの配置

キーワード

■児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

■保育所等訪問支援

障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。支援には訪問支援員が当たります。

■放課後等デイサービス

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

■医療的ケア児

NICU(新生児集中治療室)等に長期間入院した後、引続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のことです。

第3節 障がい福祉サービス等の見込量

1 障がい福祉サービス等の見込量

<見込量の考え方>

障がい福祉サービス等の見込量については、現在の利用人数や過去の実績等を考慮して見込量を設定しました。なお、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等との連携により必要なサービスの提供体制の確保に努めます。

<見込量>

※ 各年度1月あたり

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	単位	見込量	単位	見込量	単位
訪問系	居宅介護 重度訪問介護	3	時間分	3	時間分	3	時間分
	同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	1	人分	1	人分	1	人分
日中活動系	生活介護	148	人日分	148	人日分	148	人日分
		7	人分	7	人分	7	人分
	療養介護	0	人分	0	人分	0	人分
	自立訓練(機能訓練)	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	自立訓練(生活訓練)	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	就労移行支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	就労継続支援(A型)	0	人日分	21	人日分	21	人日分
		0	人分	1	人分	1	人分
	就労継続支援(B型)	105	人日分	105	人日分	126	人日分
		5	人分	5	人分	6	人分
	就労定着支援	0	人分	0	人分	0	人分
短期入所(医療型)	0	人日分	0	人日分	0	人日分	
	0	人分	0	人分	0	人分	
短期入所(福祉型)	0	人日分	0	人日分	0	人日分	
	0	人分	0	人分	0	人分	
居住系	施設入所支援	7	人分	7	人分	7	人分
	共同生活援助(GH)	6	人分	7	人分	8	人分
	自立生活援助	0	人分	0	人分	0	人分
相談支援	計画相談支援	5	人分	6	人分	10	人分
	地域移行支援	0	人分	0	人分	0	人分
	地域定着支援	0	人分	0	人分	0	人分

2 障がい児通所支援等の見込量

<見込量の考え方>

障がい児通所支援等の見込量については、現在の利用人数や過去の実績等を考慮して見込量を設定しました。なお、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等との連携により必要なサービスの提供体制の確保に努めます。

<見込量>

※ 各年度1月あたり

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	単位	見込量	単位	見込量	単位
障 害 児 支 援	児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	医療型児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	放課後等デイサービス	1	人日分	1	人日分	0	人日分
		1	人分	1	人分	0	人分
	保育所等訪問支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	居宅訪問型児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	福祉型障害児入所施設	0	人分	0	人分	0	人分
	医療型障害児入所施設	0	人分	0	人分	0	人分
	医療的ケア児調整コーディネーター配置人数	0	人	0	人	1	人
	保育所の利用を必要とする障がい児数	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数	0	人日分	0	人日分	0	人日分
0		人分	0	人分	0	人分	

3 地域生活支援事業の見込量

<見込量の考え方>

地域生活支援事業の見込量については、現在の利用人数や過去の実績等を考慮して見込量を設定しました。なお、対象者が必要とするサービスの提供体制の確保に努めます。

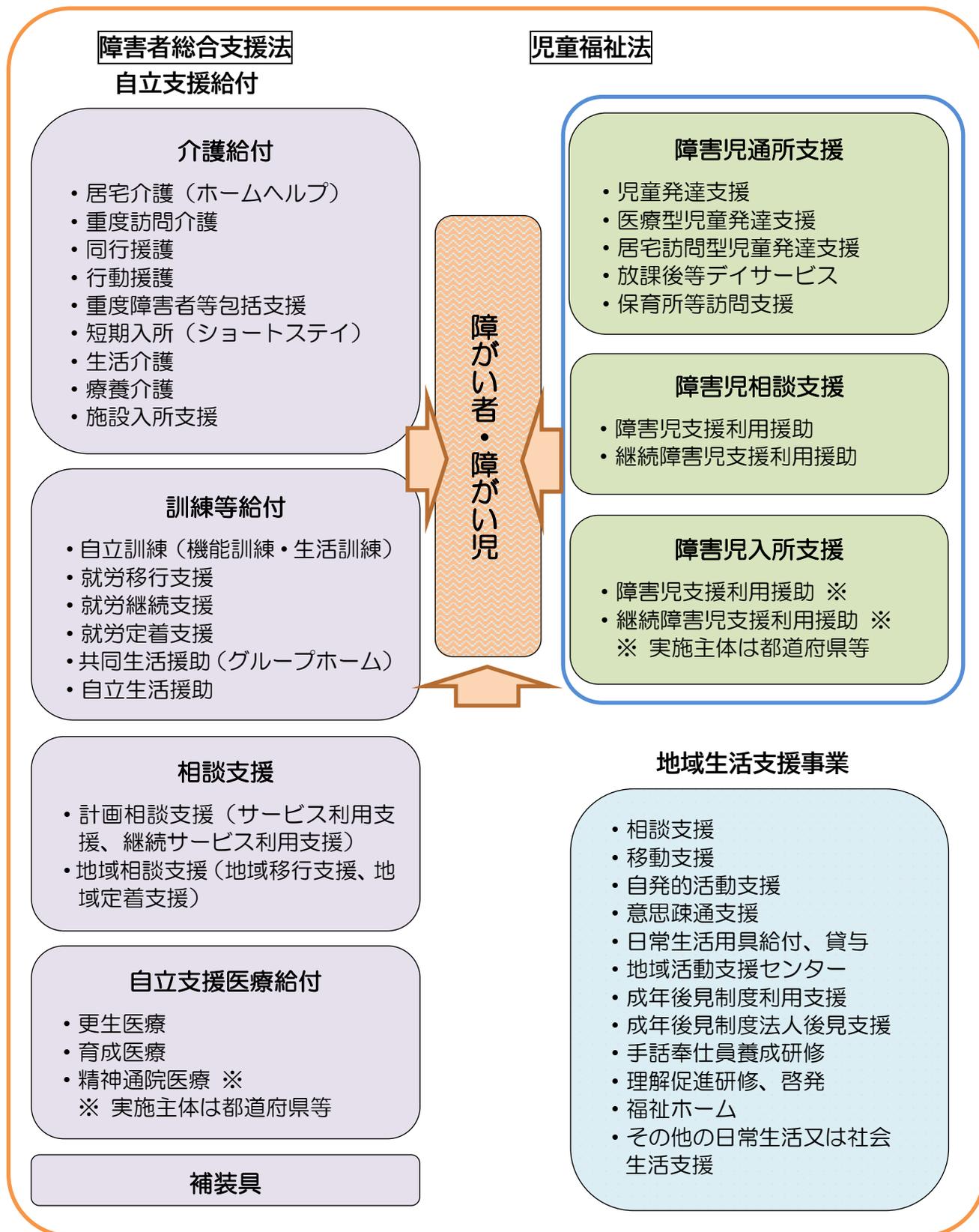
<見込量>

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施 見込み 箇所数	実利用 見込み 者数	実施 見込み 箇所数	実利用 見込み 者数	実施 見込み 箇所数	実利用 見込み 者数
(1)理解促進研修・啓発事業	1		1		1	
(2)自発的活動支援事業	1		1		1	
(3)相談支援事業	/		/		/	
①基幹的相談支援センター等機能強化事業	0		0		0	
②住宅入居等支援事業	0		0		0	
(4)成年後見制度利用支援事業		1		2		2
(5)成年後見制度法人後見支援事業	1		2		2	
(6)意思疎通支援事業	/		/		/	
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業		0		0		0
②手話通訳者設置事業	0		0		0	
(7)日常生活用具給付等事業	/		/		/	
①介護・訓練支援用具	0		0		0	
②自立生活支援用具	0		0		0	
③在宅療養等支援用具	0		0		0	
④情報・意思疎通支援用具	0		0		0	
⑤排泄管理支援用具	36		36		36	
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	0		0		0	
(8)手話奉仕員養成研修事業		0		0		0
(9)移動支援事業		0		0		0
(10)地域活動支援センター機能強化事業	/		/		/	
地域活動支援センターⅠ型	0		0		0	
地域活動支援センターⅡ型	0		0		0	
地域活動支援センターⅢ型	0		0		0	

資 料

障害福祉サービス等の体系と種類

【障害福祉サービス等の体系】



【障害福祉サービス等の種類】

<障害者総合支援法>

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	訪問系
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援等を行います。	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	日中活動系
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	
訓練等給付	障害者支援施設での 夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	施設系
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。	訓練系・就労系
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。	
	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。	居住系
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行いますまた、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。	
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談、助言等を行います。	

<児童福祉法>

障害児通所支援	児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。様々な障がいがあっても身近な地域で適切な支援が受けられます。 ・児童発達支援センター
	医療型児童発達支援	通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域にいる障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 ・児童発達支援事業
	居宅訪問型児童発達支援	通所利用の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。 ・居宅訪問型児童発達支援事業 重度の障害等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

※ 実施主体は都道府県等

障害児入所支援	障害児支援利用援助	従来の障がい種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障がい以外の障がいを受け入れた場合に、その障がいに応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほか医療も提供します。 18歳以上の障害児施設入所者には、自立(地域生活への移行等)を目指した支援を提供します。
	継続障害児支援利用援助	重症心身障害児を対象とする施設は、重症心身障害の特性を踏まえ、児者一貫した支援の継続を可能とします。 現に入所していた者が退所させられないように配慮されます。 また、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することができます。

相 談 支 援	計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ・継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
	地域相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ・地域定着支援 居宅において単身で生活している障がいのある方を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
	障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ・継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

自 立 支 援 医 療 給 付	更生医療	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
	育成医療	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	精神通院医療	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

補装具	補装具	身体に障害のある方や児童に対して、義肢や装具、車椅子等の身体機能を補う用具の給付や修理を行います。
-----	-----	---

地域生活支援事業	相談支援	障がいのある方や保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
	移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。
	自発的活動支援	障がいのある方やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。
	意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
	日常生活用具給付、貸与	重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
	地域活動支援センター	障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
	成年後見制度利用支援	障がい福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
	成年後見制度法人後見支援	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
	手話奉仕員養成研修	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
	理解促進研修、啓発	障がいある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。